

令和6年度第2回大府市成年後見制度利用促進審議会 要点記録

日時	令和6年12月23日(月) 午後2時00分～3時30分
場所	大府市役所2階204会議室
出席者	【委員】：渡辺哲雄、矢野和雄、大林優子、田中真弥、松葉まゆみ オブザーバー：伊藤聡 事務局：福祉部長 猪飼健祐、福祉総合相談室主査 杉浦英憲 福祉総合相談室主任 村上夏希、福祉総合相談室相談支援員 中島崇 高齢障がい支援課長 小島紳也、社会福祉協議会総務課長 櫻木洋介 社会福祉協議会権利擁護係 熊野俊
欠席者	山崎弘平、水野紗梨
傍聴者	1名

敬称略

1 あいさつ

2 議題

(1) 令和6年度大府市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】独身の方の相談が多いということだが、年齢層は。

【事務局】概ね60歳以上である。

【委員】資産がたくさんある方が心配して相談に来るのか。

【事務局】資産がたくさんある方ではないように思う。

【委員】守りたい資産がそこまでない方が何を心配して相談に来るのか。

【委員】死後の自宅の処分や葬儀の心配をしている方は多い。

【委員】そういった相談に事務局は対応できるのか。

【事務局】死後だけでなく、突然倒れた場合などを心配されている方もいる。相談者の多くは、相談に来る前に成年後見制度について調べていることが多いが、そういう方は判断能力の低下がみられないため、任意後見制度をご案内することが多い。

【事務局】10月からさくらプラスという制度を始めた。

—さくらプラスについて事務局から説明—

【委員】法的な建付けとしては、

【委員】ペット後見は、とてもよいと思う。支援者の中に、施設入所が必要であるが猫がいるため、断固として入所を拒否している方がいる。そういう方にとっては、とても安心できる制度であると思う。

【委員】身元保証を行政または社協がやる予定はあるか。

【事務局】今のところない。

【委員】身元保証がないと入所できない施設はあるのか。

【委員】施設に聞き取りをしたところ、身元保証をつけてほしいという施設は9割であった。

【委員】身元保証を求められる要因は、死後の遺体や遺品の引受けに課題がある。お金がある人はいいが、お金がない人が問題である。

【委員】世の中は高齢者に対しても働けという流れになってきていて、雇用してくれる会社は多くある。しかし、独居の方については、緊急時の対応を誰がするのかといった課題がある。

(2) 令和6年度法人後見（大府市成年後見制度利用促進委託）の実績について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】受任件数や業務件数に対して、職員体制は十分であるか。

【事務局】今年度は市長申立ての案件も増えている。今後法人後見の受任件数が増えていくことを想定した職員体制についても話し合っているところである。

【委員】電話による業務が多いが、電話対応だけで終了するのか。

【事務局】被後見人等の中には、不安になると複数回電話をかけてくる人がいる。電話だけで終わる場合もあるが、来訪や訪問が必要になる場合も多い。

【委員】専門職の力を借りないといけない場面はあったか

【事務局】弁護士に相談をすることがよくある。

【委員】特に保佐・補助の支援は、法的な知恵が必要な機会が多いと思う。

【委員】業務実績から大変さが読み取れる。保佐・補助は、コミュニケーションを取りながら本人に寄り添って支援をしていかないといけないため、難しさがある。

【事務局】法人後見で受任をしているケースで、本人申立てにも関わらず、保佐人の金銭管理が不満で仕方ない方がいる。ギャンブル依存症というののもあって、お金を自分の好きなように使いたいと思っている。また、家族がお小遣いをたくさんあげてしまっている。センターや事例検討会議でアドバイスをもらい、課題解決を目指すのではなく、伴走型の支援をしているが、家庭裁判所の目線でこういうケース支援における対処法はないか。

【オブザーバー】保佐・補助の場合は調査官面接がある。調査の段階で、制度を利用した場合のメリット・デメリットをしっかりお伝えして、本人の意思をしっかり確認することが大切であると思う。

【委員】市長申立てによって保佐人がついたが、その決定が不服で、再度診断書を取り直し申立て、保佐から補助になった方がいた。その手続きの中で、代理権を本人が納得する内容に再度確認することができた。あまりに不満が溜まるようなら、再度確認することもよいのかもしれない。

【委員】日常生活自立支援事業だと、本人の意思を複数回確認すると思うが、後見開始の申立て時の場合はどうか。

【委員】自立支援事業の場合は、本人に判断能力があることが条件であり、本人との契約になるため、意思をしっかりと確認できるが、後見等の場合は判断能力を欠いている状態であるため、意思確認が難しい場合が多い。

【委員】市長申立ての場合、本人への意思確認について規定を設けているか。

【事務局】市長申立ての場合は、本人には意向確認できないケースが多い。今後意向確認のマニュアルの作成を検討していきたい。

【委員】施設入所をめぐって、福祉支援者と本人の意思を汲んだ後見人が対立することがあるが、そういったことはないか。生活保護の場合も、ケースワーカーと対立したりなどしてないか。

【事務局】対立することはあると思うが、大府市では、そういった対立が起きないように重層的体制整備事業を始めとして、後見人と福祉支援者を含めたチームで支援をしている。

(3) 令和6年度大府市成年後見センター重点施策について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】市民後見人の今後の展望を教えてください。将来的には、法人後見と市民後見人の共同～市民後見人単独への意向も考えている場合、管理監督体制については決まっているか。

【事務局】将来的に市民後見人単独へ移行していくことを考えている。まだ考えただけであるが、その際は社会福祉協議会を監督人と考えている。

【委員】市民後見人の管理監督体制をしっかりと整えることが大切。具体的なサポート内容もしっかり決めておくことが大切である。監督人任せにしてしまうと、社会福祉協議会の負担が増えてしまう一方である。監督の在り方については、市と社協とでしっかりと協力していくことが大切である。

【委員】市民後見人の受任案件については、施設入所で落ち着いている方を想定しているか。

【事務局】在宅の方を排除している訳ではない。

【委員】市民後見人の良さは、手厚い見守りができることである。そのため、在宅の場合の方が、市民後見人の良さが生かせる。

【事務局】市民後見人の受任に向けて、しっかりと準備していく。

【委員】成年後見制度の制度改正が予定されているが、市民後見人の必要性についても変わっていくように思うがどうか。

【委員】制度改正で成年後見制度が大きく変わろうとしていて先が読めない。スポット後見など利用者のニーズに合った利用ができるようになるが、さまざまなケースがあるのは事実で市民後見人が活躍できる場はなくなるわけではない。

3 その他

次回会議は令和7年6月頃を予定